

社保審－介護給付費分科会

第258回（R 8.6.15）

資料 4

短期入所生活介護

1. 短期入所生活介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 短期入所生活介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

短期入所生活介護の概要・基準

定義

短期入所生活介護とは、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

必要となる人員・設備等

短期入所生活介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

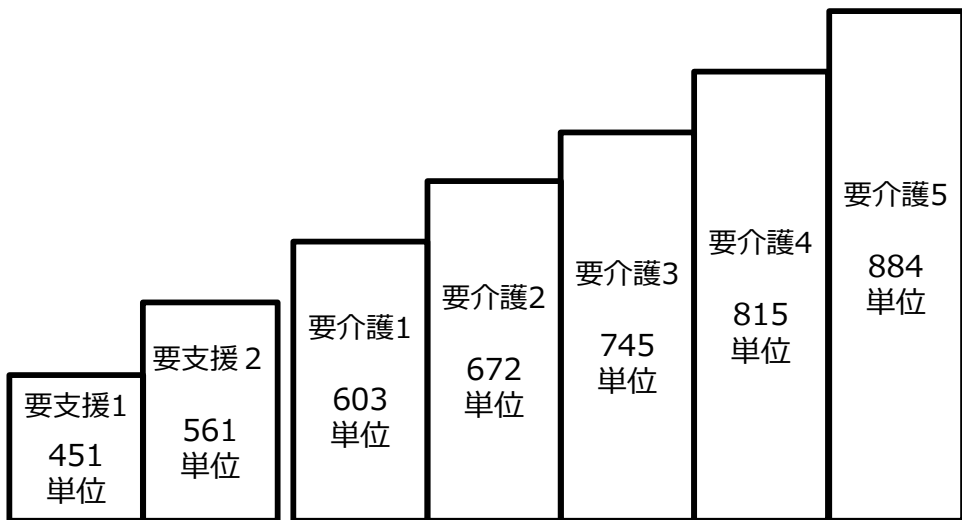
医師	1以上
生活相談員	利用者100人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
介護職員又は看護師若しくは准看護師	利用者3人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
栄養士	1人以上 ※利用定員が40人以下の事業所は、一定の場合は、栄養士を置かないことができる
機能訓練指導員	1以上
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

○ 設備基準

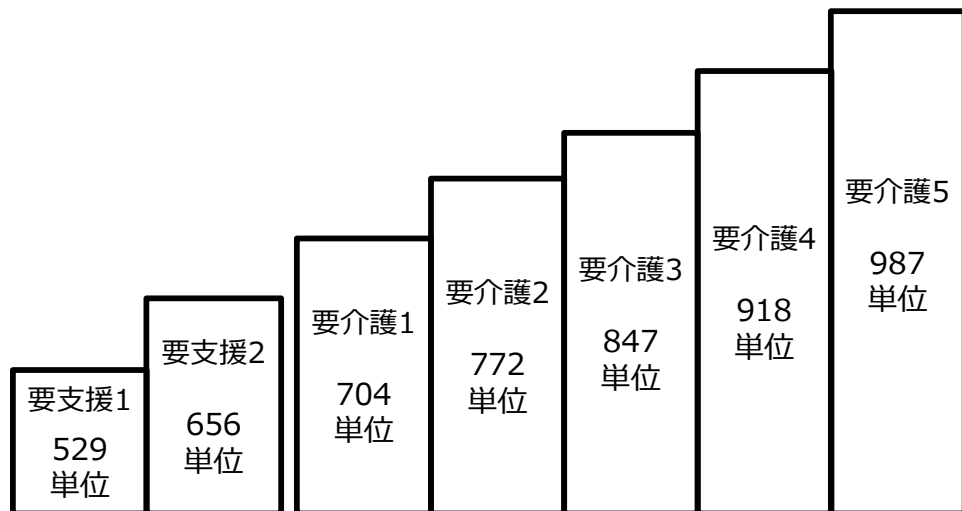
利用定員等	20人以上とし、専用の居室を設ける ※ただし、併設事業所の場合は、20人未満とすることができる
居室	定員4人以下、床面積（1人当たり）10.65㎡以上
食堂及び機能訓練室	合計面積3㎡×利用定員以上
浴室、便所、洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの
その他、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室が必要	

短期入所生活介護の報酬

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で従来型個室・多床室の場合)



利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設でユニット型個室の場合)



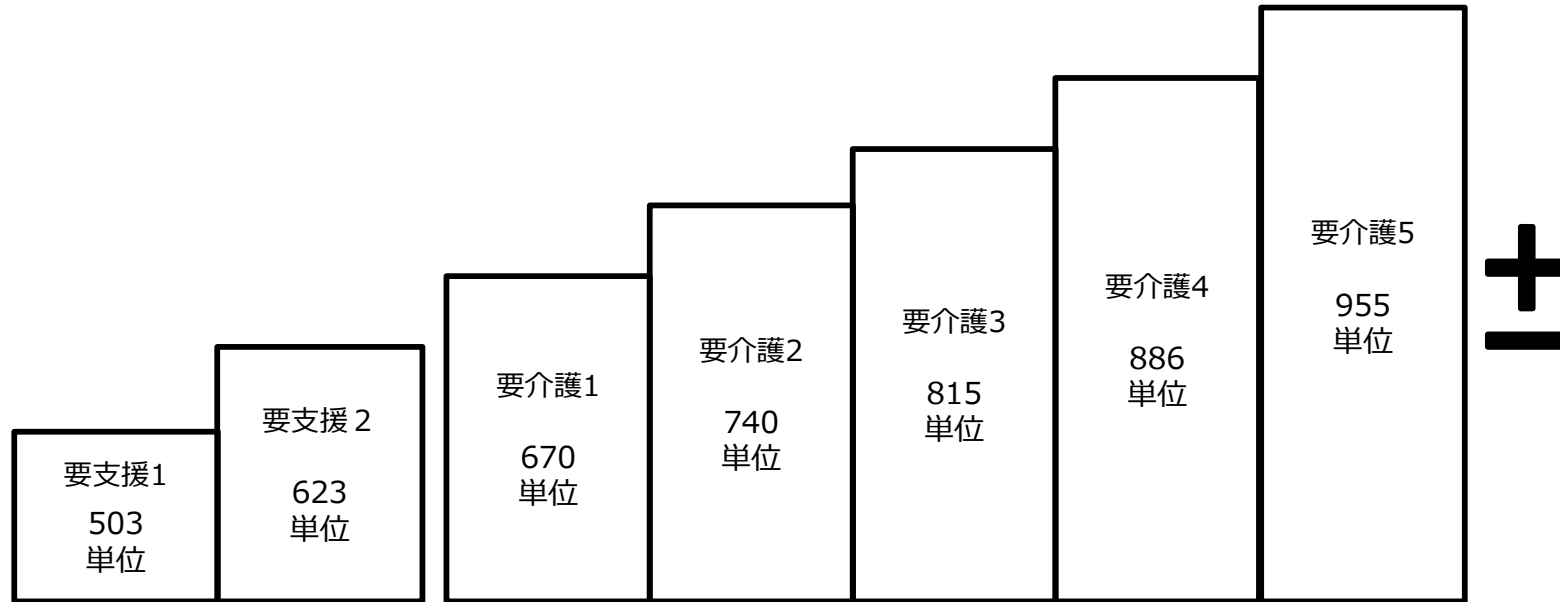
利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

個別機能訓練の実施 (56単位/日)	外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを実施 (100・200 単位/月) ※個別機能訓練加算を算定している場合、0・100単位/月
専従の機能訓練指導員を配置している場合 (12単位/日)	
看護体制の充実 (4単位/日、8単位/日※) ※要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所の場合(定員要件により単位数は異なる) (12(6)単位/日、23(13)単位/日★)	夜勤職員の手厚い配置 ※看護職員又は喀痰吸引等実施ができる介護職員を配置している場合、括弧内の単位を算定 (ユニット型以外: 13 (15) 単位/日) (ユニット型: 18 (20) 単位/日)
手厚い健康管理と医療との連携 (58単位/日★)	緊急の利用者を受け入れた場合 (90単位/日★)
看取り期の利用者への対応 (64単位/日★)	認知症高齢者への専門的なケア (3・4単位/日)
在宅中重度者の受入体制強化 (421・417・413・425単位/日★)	認知症ケア体制加算 (3・4単位/日)
送迎を行う場合 (片道184単位)	若年性認知症利用者の受入(120単位/日)
生産性向上推進体制加算 (10・100単位/月)	BPSDへの緊急対応 (200単位/日)
介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算) (介護福祉士8割以上若しくは勤続年数10年以上3.5割以上: 22単位/回 介護福祉士6割以上: 18単位/回 介護福祉士5割以上、常勤職員7.5割以上若しくは勤続年数7年以上3割以上: 6単位/回)	療養食の提供 (8単位/回)
	口腔連携強化加算 (50単位/回)
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ 16.3% □ 17.6% (Ⅱ)イ 15.9% □ 17.2% (Ⅲ) 13.6% (Ⅳ) 11.3%
身体拘束廃止/高齢者虐待防止措置未実施減算 (▲1%)	長期間の利用者へのサービス提供 (▲30単位/日★)
	業務継続計画 未策定減算 (▲1%)

※★は介護予防除く。加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

短期入所生活介護の報酬（長期連続利用の場合）

利用者の要介護度等に応じたサービス費
 （単位数例：併設型ユニット型 連続して60日を超えて利用した場合）



利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

連続利用日数	介護予防 短期入所生活介護	短期入所生活介護
1～30日	基本報酬	基本報酬
31～60日	長期利用の適正化 ・要支援1…（ユニット型） 介護福祉施設サービス費の 75%に相当する単位数 ・要支援2…（ユニット型） 介護福祉施設サービス費の 93%に相当する単位数	長期利用者に対する減算 基本報酬から▲30単位
61日以降		長期利用の適正化 ・（ユニット型）介護福祉施設サービス費と同単位数。 （※ただし、併設型はすでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっているため、さらなる単位数の減は行わない。）

短期入所生活介護の算定状況①

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
短期入所生活介護						
身体拘束廃止未実施減算*	-1/100	-27	3.0	0.1%	-	-
高齢者虐待防止措置未実施減算*	-1/100	-2	0.0	0.0%	-	-
業務継続計画未策定減算*	-1/100	-2	0.0	0.0%	-	-
共生型サービス減算	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	-13	0.0	0.0%	-	-
生活相談員配置等加算*	1日につき+13単位	1	0.0	0.0%	3	0.0%
生活機能向上連携加算 I	1月つき+100単位 (3月に1回を限度)	7	0.0	0.0%	7	0.1%
生活機能向上連携加算 II	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を 算定している場合は、1月につき +100単位	709	4.0	0.1%	236	2.2%
機能訓練体制加算*	1日につき+12単位	16,236	1,353.0	36.9%	3,733	35.0%
個別機能訓練加算*	1日につき+56単位	6,767	121.0	3.3%	682	6.4%
看護体制加算(Ⅰ)*	1日につき+4単位	4,312	1,078.0	29.4%	3,081	28.9%
看護体制加算(Ⅱ)*	1日につき+8単位	8,336	1,042.0	28.4%	2,805	26.3%
看護体制加算(Ⅲ)*	1日につき利用定員29人以 +12単位 利用定員30人以上50人以下 +6単位	3,650	359.0	9.8%	706	6.6%
看護体制加算(Ⅳ)*	1日につき利用定員29人以下+23 単位 利用定員30人以上50人以下 +13単位	7,785	382.0	10.4%	759	7.1%
医療連携強化加算*	1日につき+58単位	831	14.0	0.4%	283	2.7%
看取り連携体制加算*	死亡日及び死亡日前30日以下に 限り1日につき+64単位	15	0.0	0.0%	36	0.3%
夜勤職員配置加算(Ⅰ)*	1日につき+13単位	11,654	897.0	24.5%	2,735	25.7%
夜勤職員配置加算(Ⅱ)*	1日につき+18単位	16,402	911.0	24.9%	2,845	26.7%
夜勤職員配置加算(Ⅲ)*	1日につき+15単位	6,102	407.0	11.1%	1,289	12.1%
夜勤職員配置加算(Ⅳ)*	1日につき+20単位	3,447	172.0	4.7%	587	5.5%

(注1) *は日数を算定 (注2)「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4)色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機能的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

短期入所生活介護の算定状況②

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
短期入所生活介護						
認知症行動・心理症状緊急対応加算*	1日につき+200単位 (7日間を限度)	4	0.0	0.0%	2	0.0%
若年性認知症利用者受入加算*	1日につき+120単位	95	1.0	0.0%	62	0.6%
送迎加算	片道につき+184単位	127,415	693.0	18.9%	10,001	93.8%
緊急短期入所受入加算	1日につき+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1,118	12.0	0.3%	1,223	11.5%
長期利用者減算*	1日につき-30単位 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合は算定しない	-7,077	236.0	6.4%	—	—
口腔連携強化加算	1回につき+50単位 (1月に1回を限度)	182	4.0	0.1%	274	2.6%
療養食加算	1回につき+8単位 (1日に3回を限度)	1,052	132.0	3.6%	838	7.9%
在宅中重度者受入加算 イ*	看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合 1日につき+421単位	38	0.0	0.0%	2	0.0%
在宅中重度者受入加算 ロ*	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合 1日につき+417単位				4	0.0%
在宅中重度者受入加算 ハ*	在宅中重度者受入加算(イ)(ロ)いずれの看護体制加算を算定している場合 1日につき+413単位				4	0.0%
在宅中重度者受入加算 ニ*	看護体制加算を算定していない場合 1日につき+425単位				14	0.1%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

短期入所生活介護の算定状況③

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
短期入所生活介護						
認知症専門ケア加算(Ⅰ)*	1日につき+3単位	47	16.0	0.4%	86	0.8%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)*	1日につき+4単位	19	5.0	0.1%	29	0.3%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき+100単位	842	8.0	0.2%	239	2.2%
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき+10単位	800	80.0	2.2%	2,601	24.4%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*	1日につき+22単位	23,319	1,060.0	28.9%	3,276	30.7%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)*	1日につき+18単位	18,486	1,027.0	28.0%	3,243	30.4%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)*	1日につき+6単位	6,099	1,017.0	27.7%	2,786	26.1%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位 ×140/1000	265,296	193.0	5.3%	6,875	64.5%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位 ×136/1000	143,899	105.0	2.9%	3,120	29.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位 ×113/1000	15,241	13.0	0.3%	497	4.7%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位 ×90/1000	2,425	2.0	0.1%	104	1.0%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 8

介護予防短期入所生活介護の算定状況①

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
介護予防短期入所生活介護						
身体拘束廃止未実施減算*	-1/100	-1	0.1	0.2%	-	-
高齢者虐待防止措置未実施減算*	-1/100	0	0.0	0.0%	-	-
業務継続計画未策定減算*	-1/100	0	0.0	0.0%	-	-
共生型サービス減算	指定短期入所事業所が行う場合 × 92/100	0	0.0	0.0%	-	-
生活相談員配置等加算*	1日につき+13単位	-	-	-	0	0.0%
生活機能向上連携加算 I	1月つき+100単位 (3月に1回を限度)	0	0.0	0.0%	1	0.0%
生活機能向上連携加算 II	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を 算定している場合は、1月につき +100単位	13	0.1	0.2%	47	1.1%
機能訓練体制加算*	1日につき+12単位	209	17.4	35.2%	1,527	36.1%
個別機能訓練加算*	1日につき+56単位	100	1.8	3.6%	218	5.2%
認知症行動・心理症状緊急対応加算*	1日につき+200単位 (7日間を限度)	1	0.0	0.0%	1	0.0%
若年性認知症利用者受入加算*	1日につき+120単位	-	-	-	0	0.0%
送迎加算	片道につき+184単位	3,339	18.1	36.6%	3,736	88.3%
口腔連携強化加算	1回につき+50単位 (1月に1回を限度)	3	0.1	0.2%	23	0.5%
療養食加算	1回につき+8単位 (1日に3回を限度)	4	0.5	1.0%	28	0.7%
認知症専門ケア加算(I)*	1日につき+3単位	0	0.0	0.0%	1	0.0%
認知症専門ケア加算(II)*	1日につき+4単位	-	-	-	0	0.0%
生産性向上推進体制加算(I)	1月につき+100単位	26	0.3	0.6%	97	2.3%
生産性向上推進体制加算(II)	1月につき+10単位	23	2.3	4.7%	1,045	24.7%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 9

介護予防短期入所生活介護の算定状況②

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
介護予防短期入所生活介護						
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*	1日につき+22単位	319	14.5	29.4%	1,404	33.2%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)*	1日につき+18単位	236	13.1	26.5%	1,223	28.9%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)*	1日につき+6単位	70	11.6	23.5%	1,009	23.9%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位 × 140/1000	2669	5.7	11.5%	2,692	63.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位 × 136/1000	1431	3.1	6.3%	1,272	30.1%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位 × 113/1000	158	0.4	0.8%	193	4.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位 × 90/1000	25	0.1	0.2%	39	0.9%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

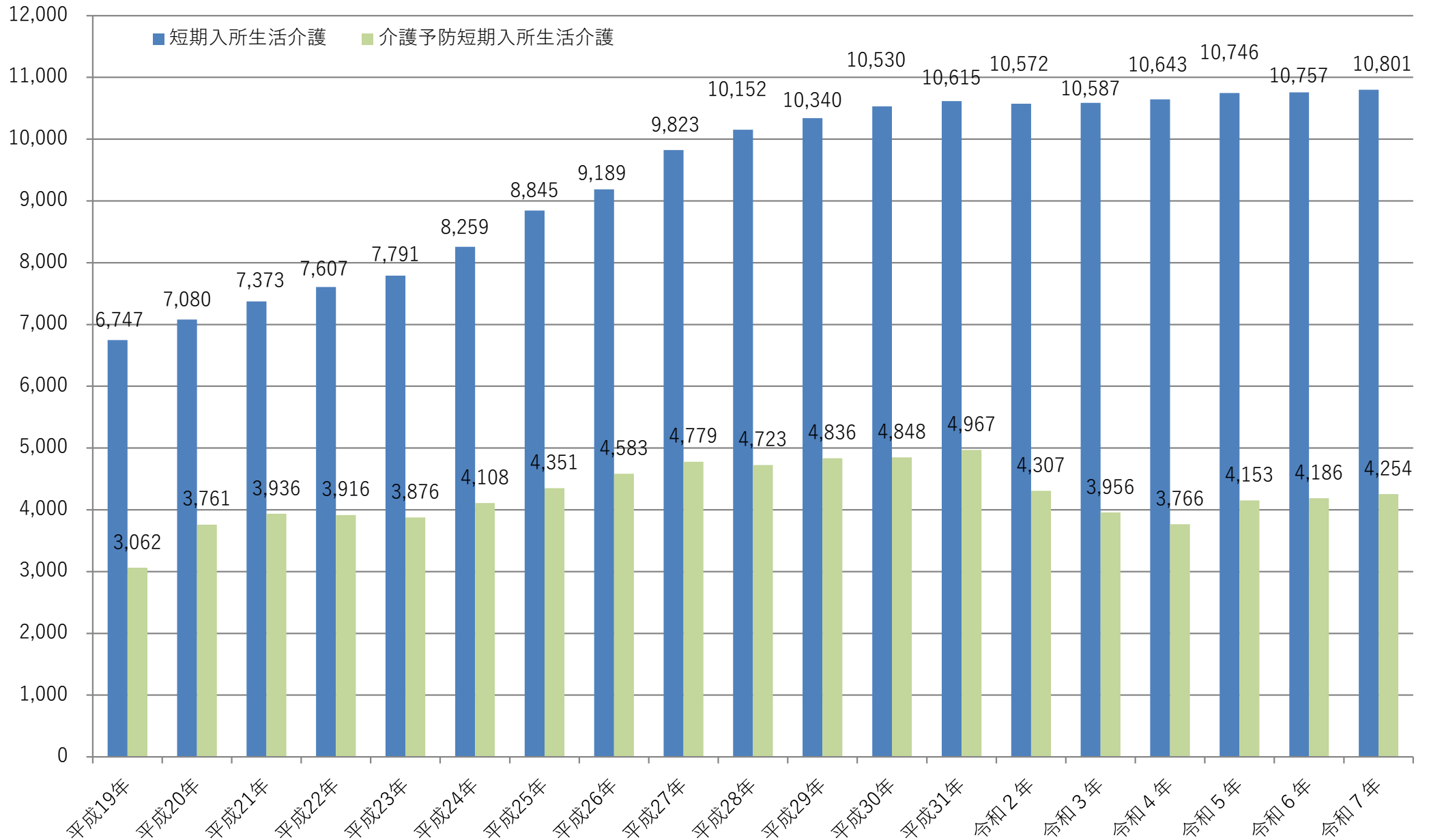
(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 10

短期入所生活介護の請求事業所数

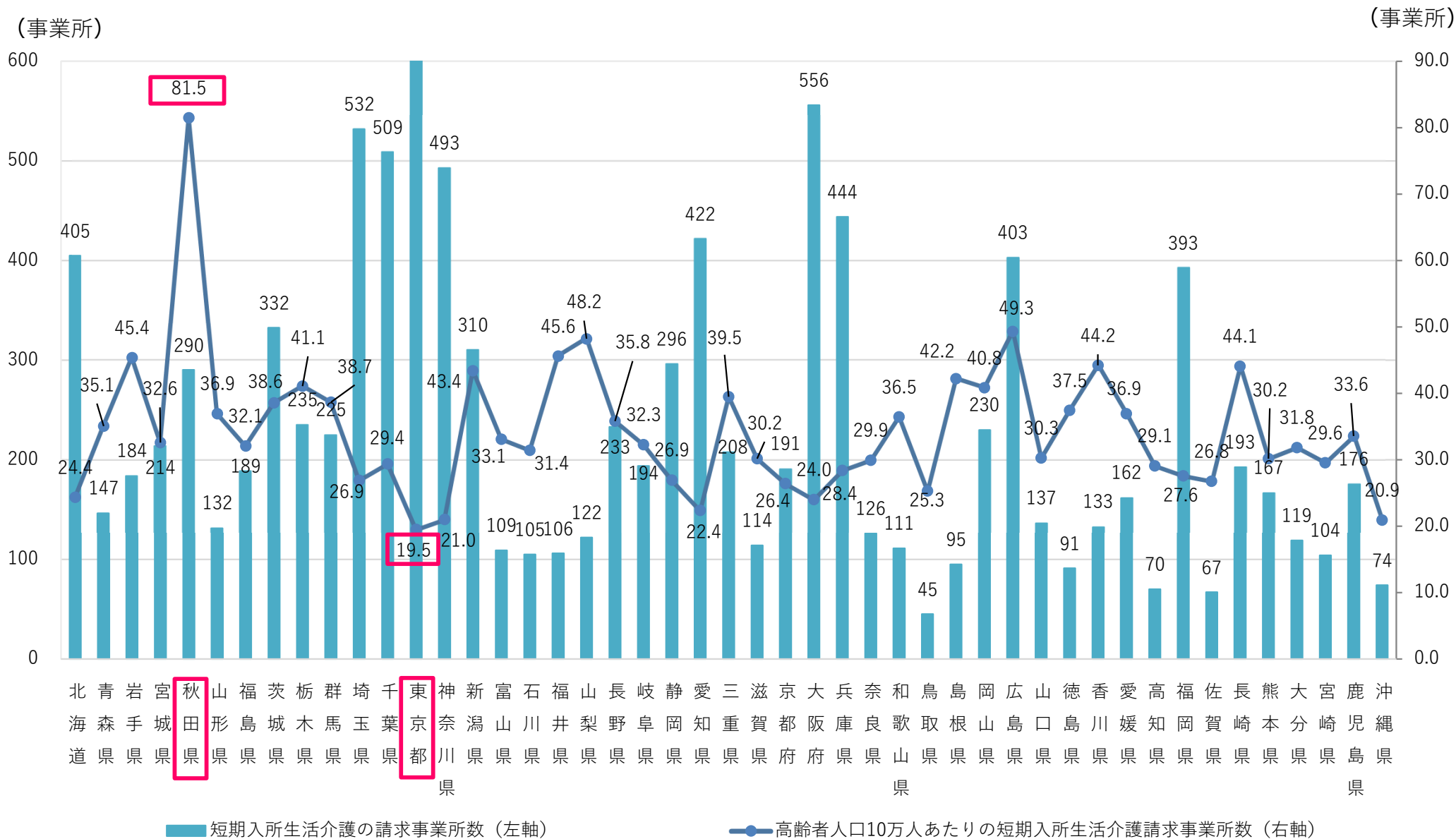
(事業所)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

短期入所生活介護の請求事業所数(都道府県別)

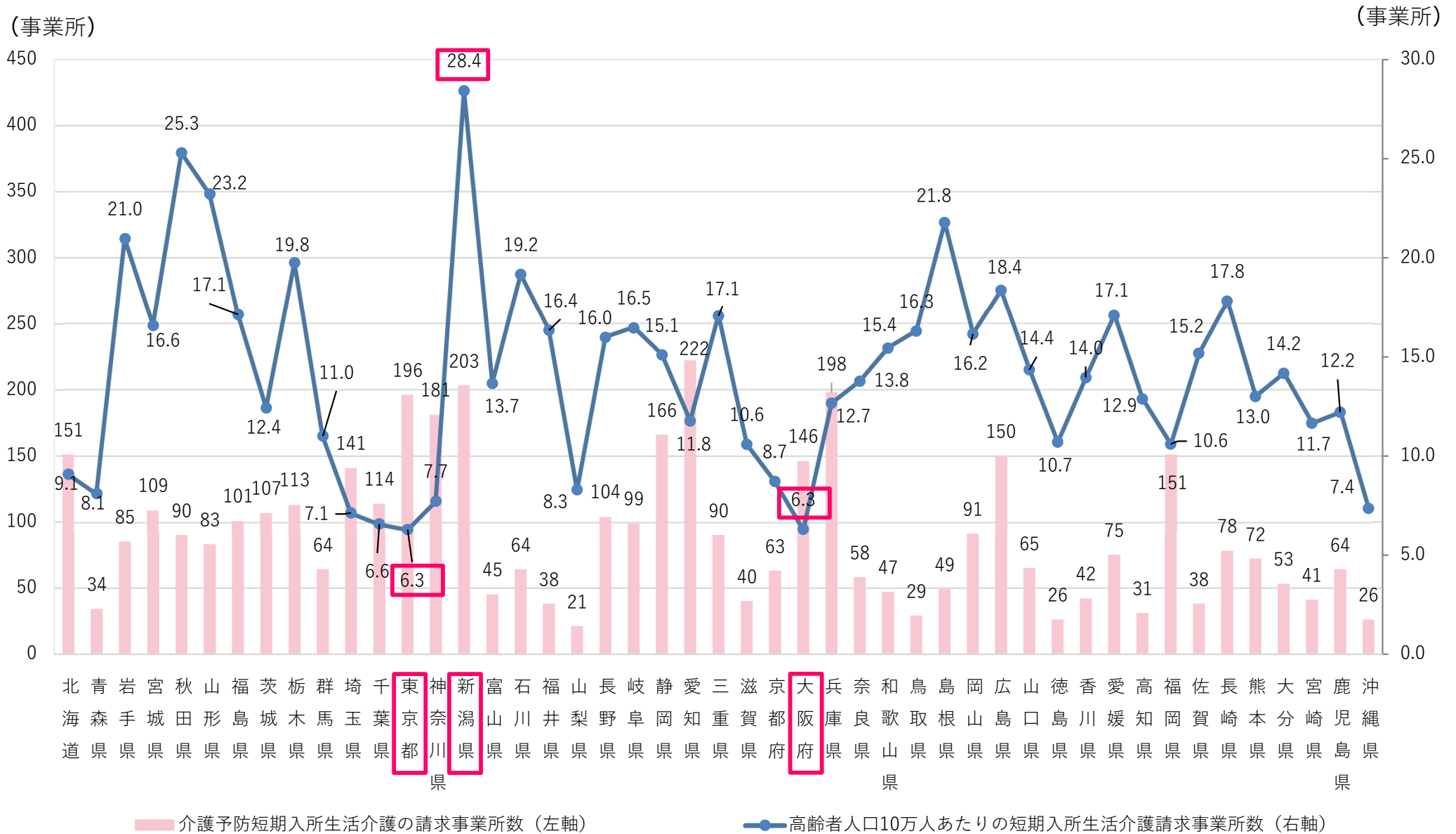


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告(令和7年4月審査分)及び

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和7年)」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護予防短期入所生活介護の請求事業所数(都道府県別)



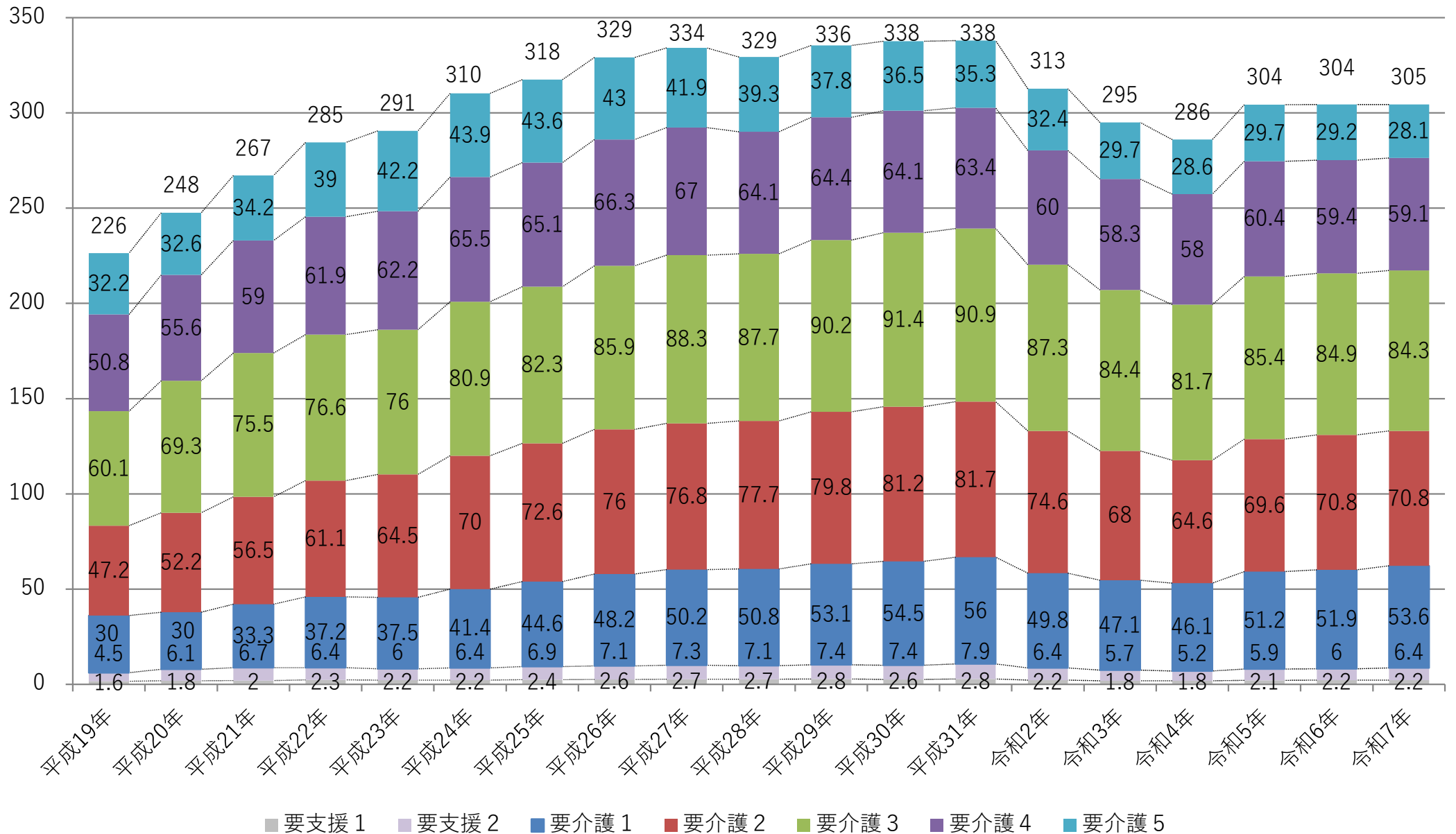
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告(令和7年4月審査分)及び

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和7年)」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

短期入所生活介護の要介護度別受給者数

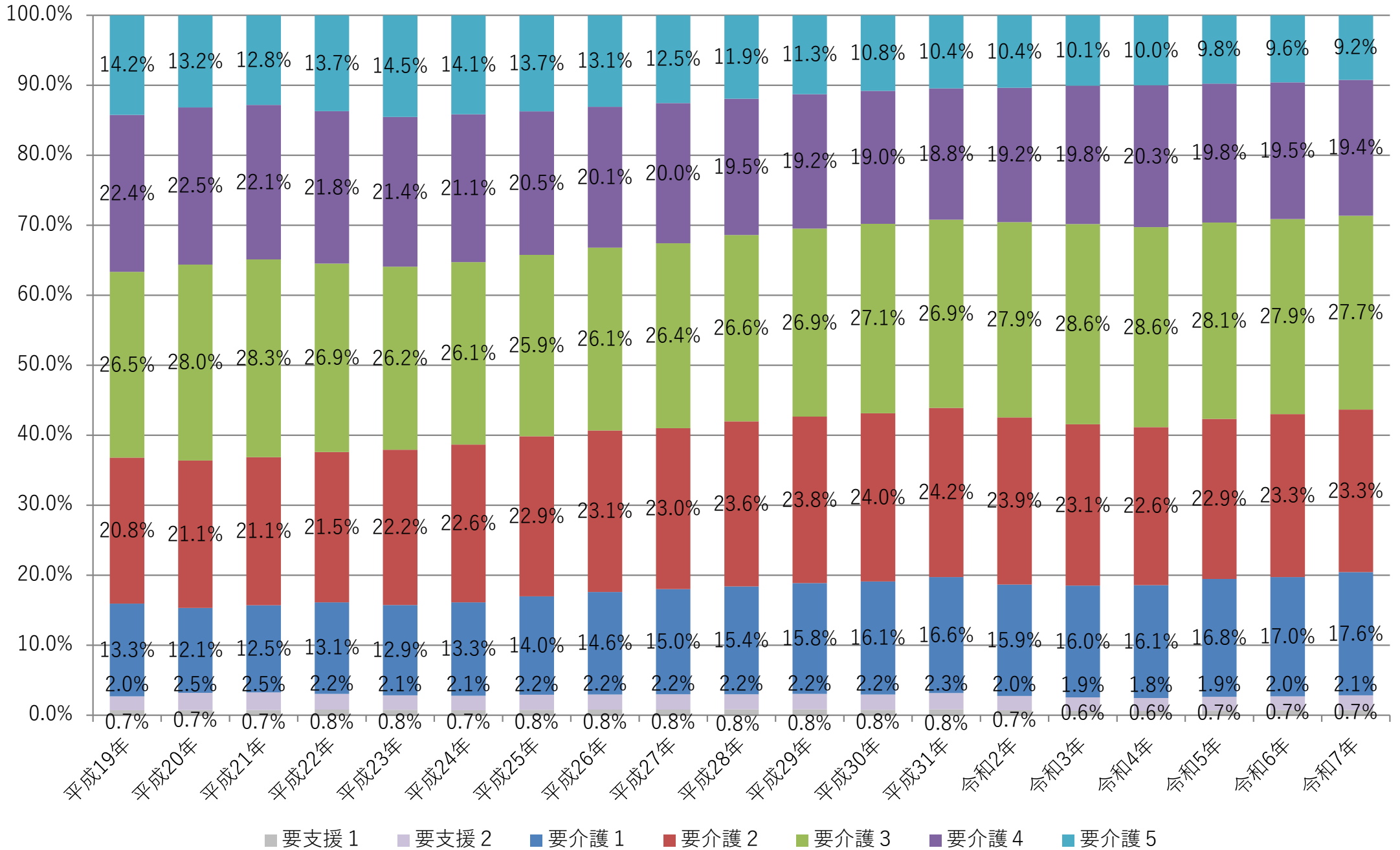
(千人)



※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

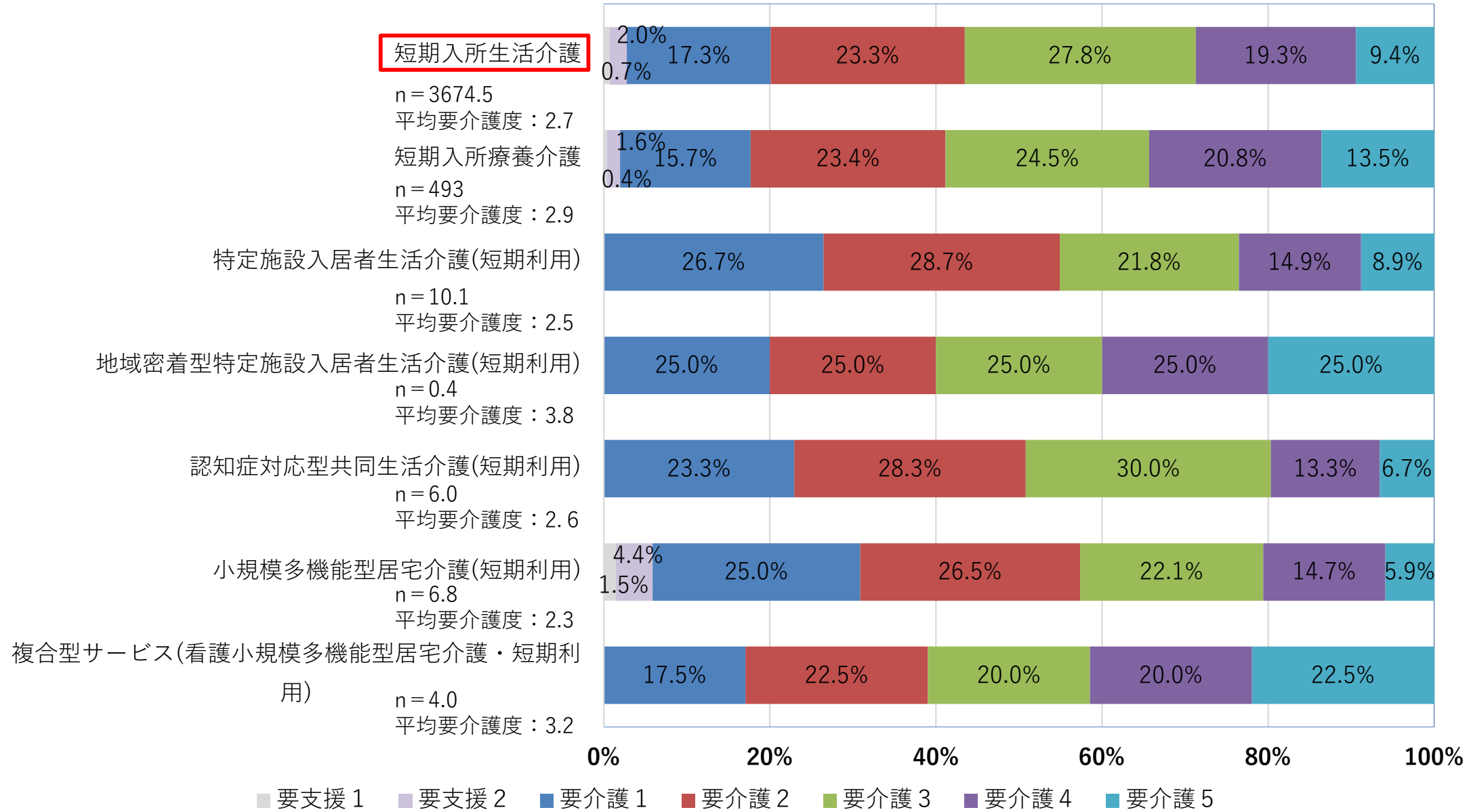
短期入所生活介護の受給者構成割合



※経過的要介護は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

短期入所系サービスの要介護度割合



nの単位：千人

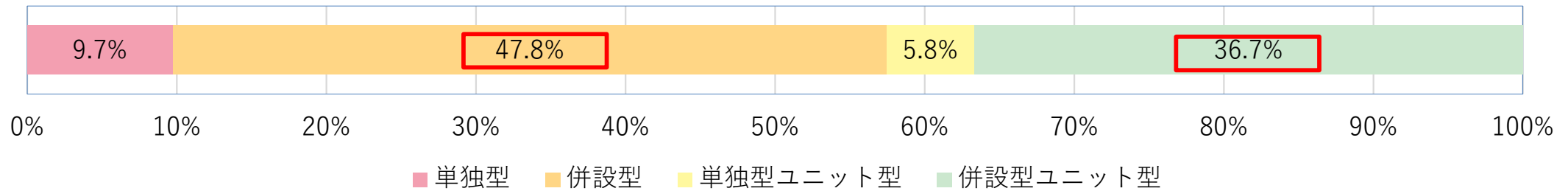
※ 平均要介護度の算出にあたり、要支援 1・2 は0.375として計算している。

【出典】 介護給付費等実態統計報告（令和 6 年 5 月審査分～令和 7 年 4 月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

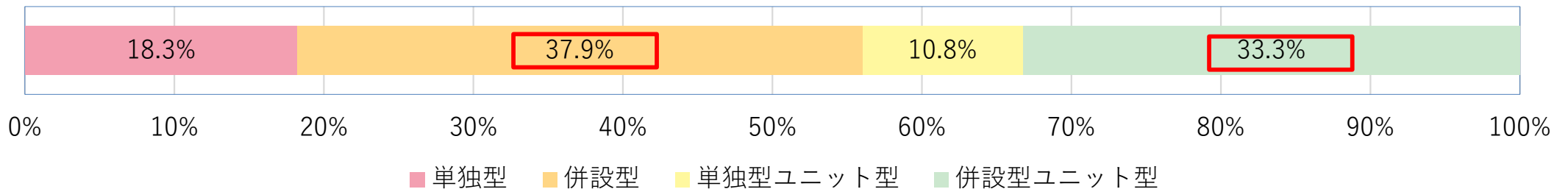
短期入所生活介護の類型別事業所数・利用者数割合

- 類型別の事業所数の割合をみると、併設型・併設型ユニット型あわせて約84%となっている。
- 類型別の請求件数、請求単位数の割合をみると、併設型・併設型ユニット型が約7割となっている。

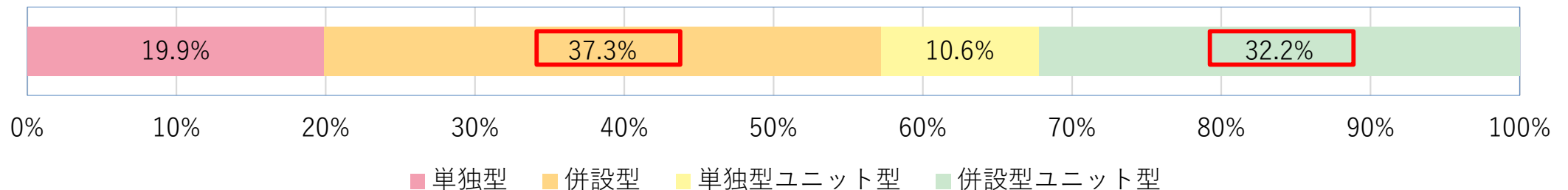
類型別事業所数



類型別請求件数



類型別請求単位数



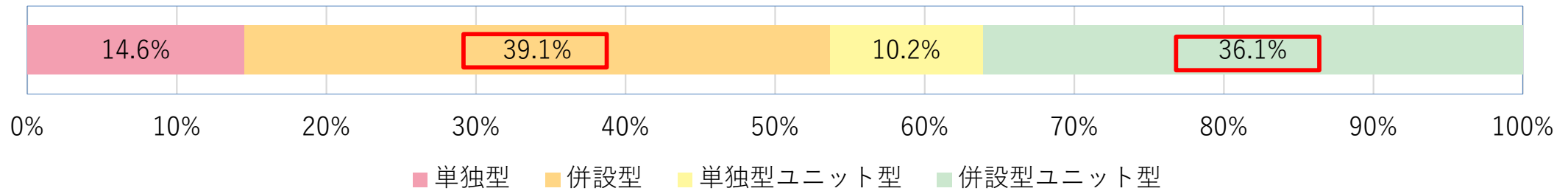
※介護予防短期入所生活介護除く。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（令和7年度4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

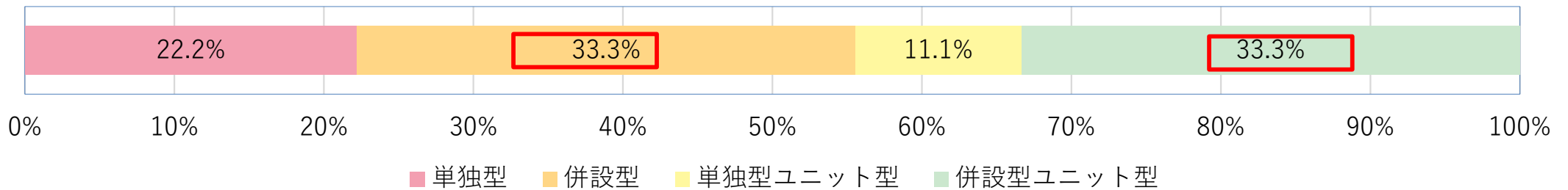
介護予防短期入所生活介護の類型別事業所数・利用者数割合

- 類型別の事業所数の割合をみると、併設型・併設型ユニット型あわせて約75%となっている。
- 類型別の請求件数、請求単位数の割合をみると、併設型・併設型ユニット型が約7割となっている。

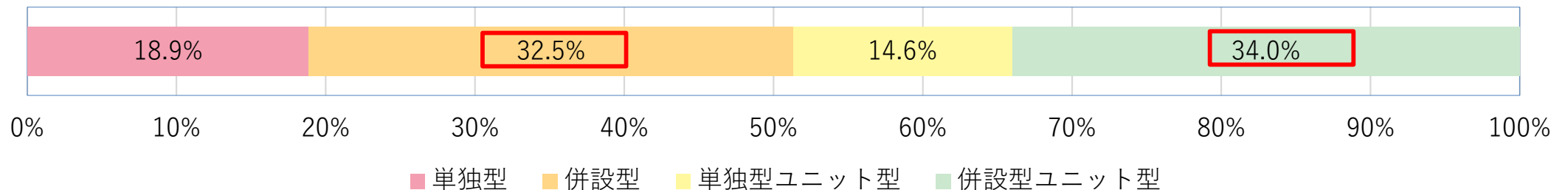
類型別事業所数



類型別請求件数



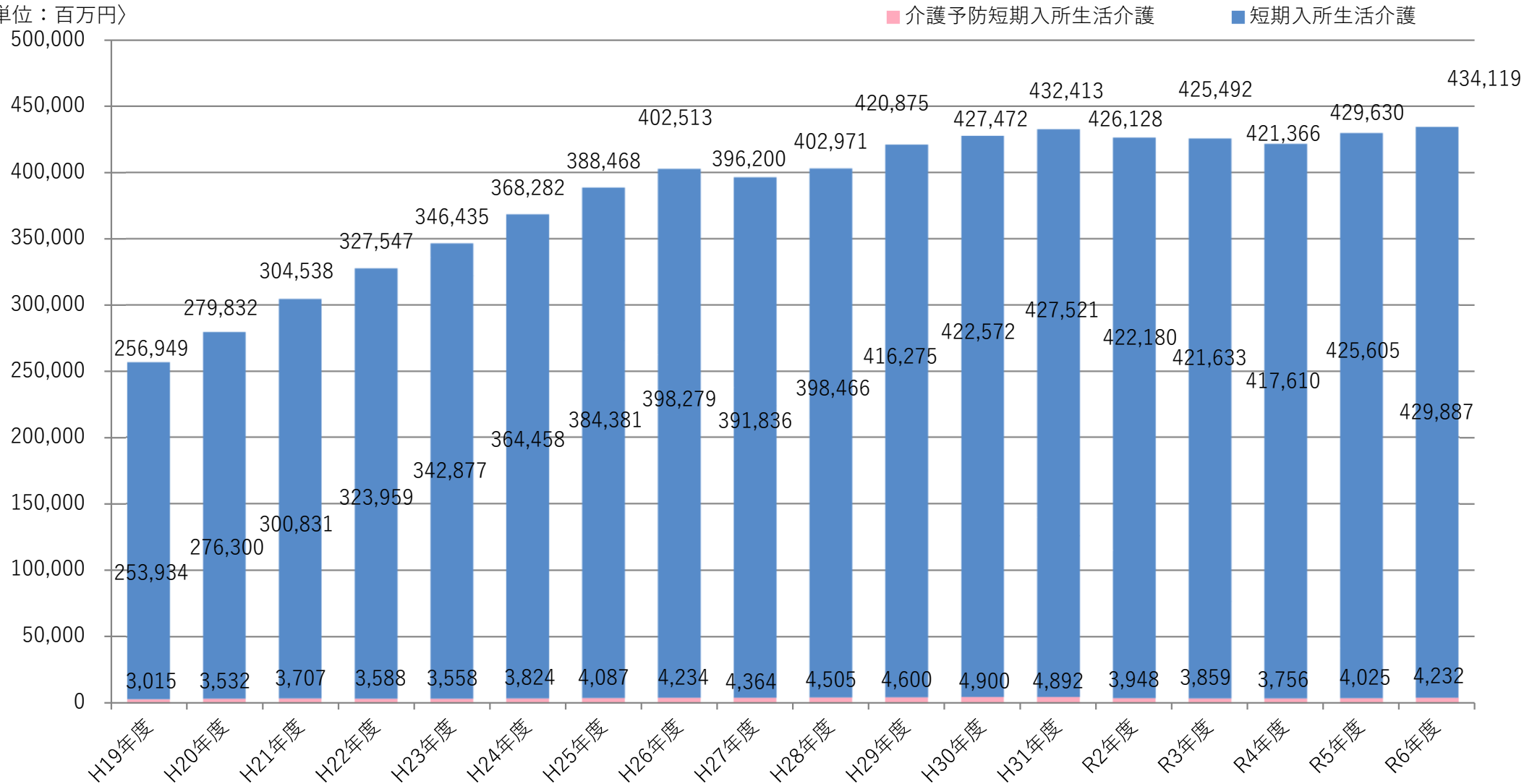
類型別請求単位数



短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の費用額

○ 令和6年度の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の費用額は約4,341億円（平成19年度の約1.7倍）である。

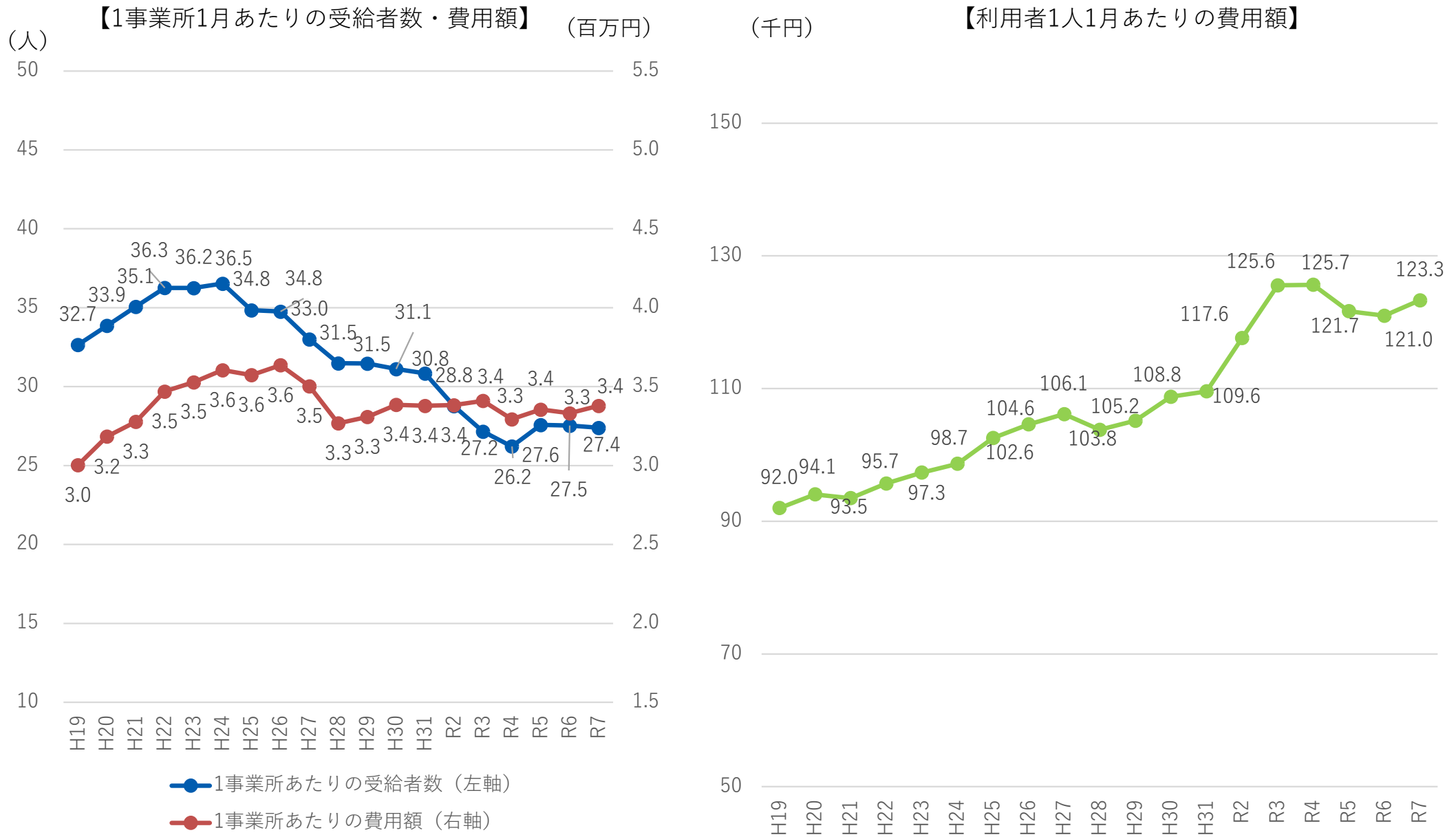
〈単位：百万円〉



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年5月審査分～翌年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

短期入所生活介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

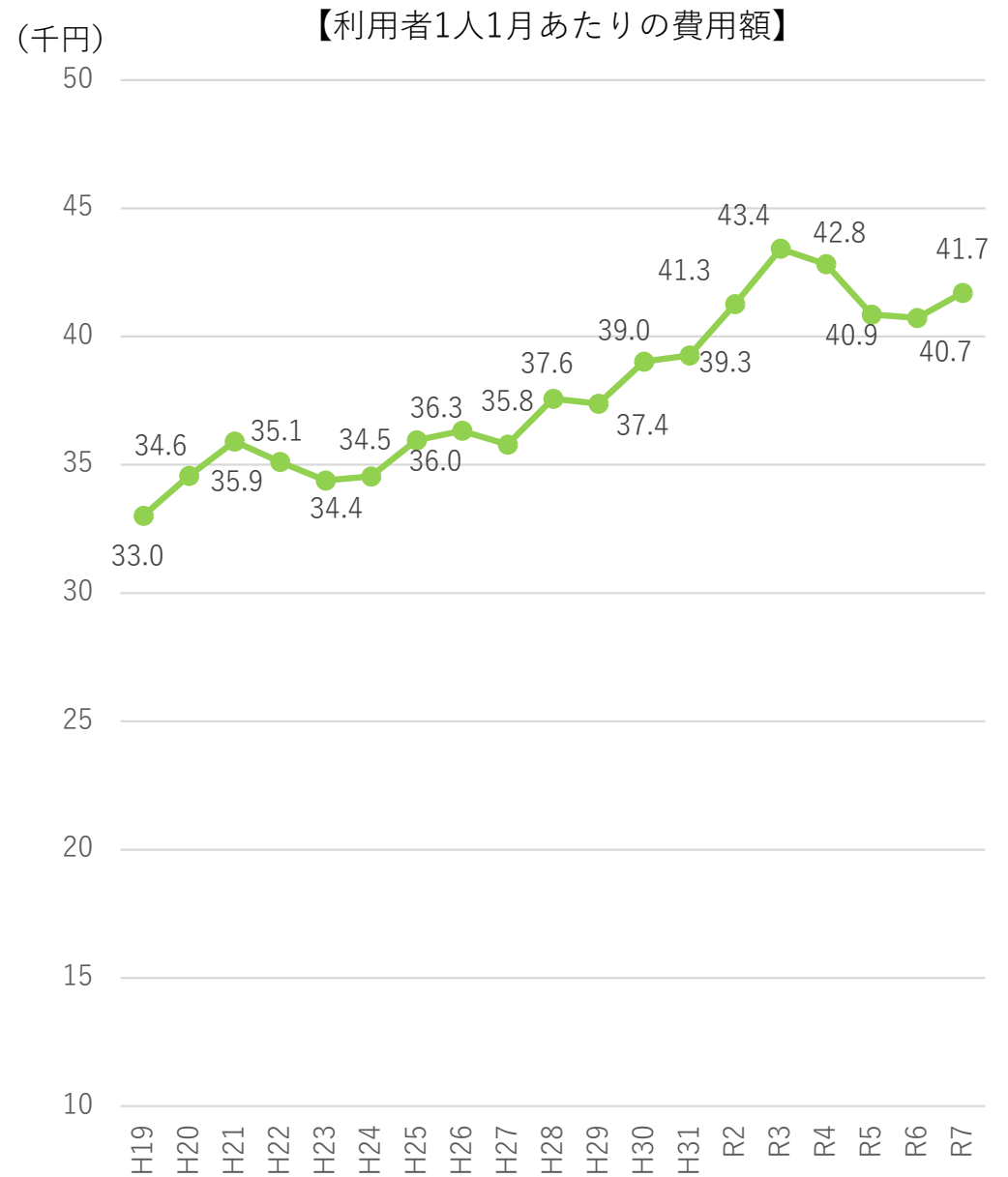
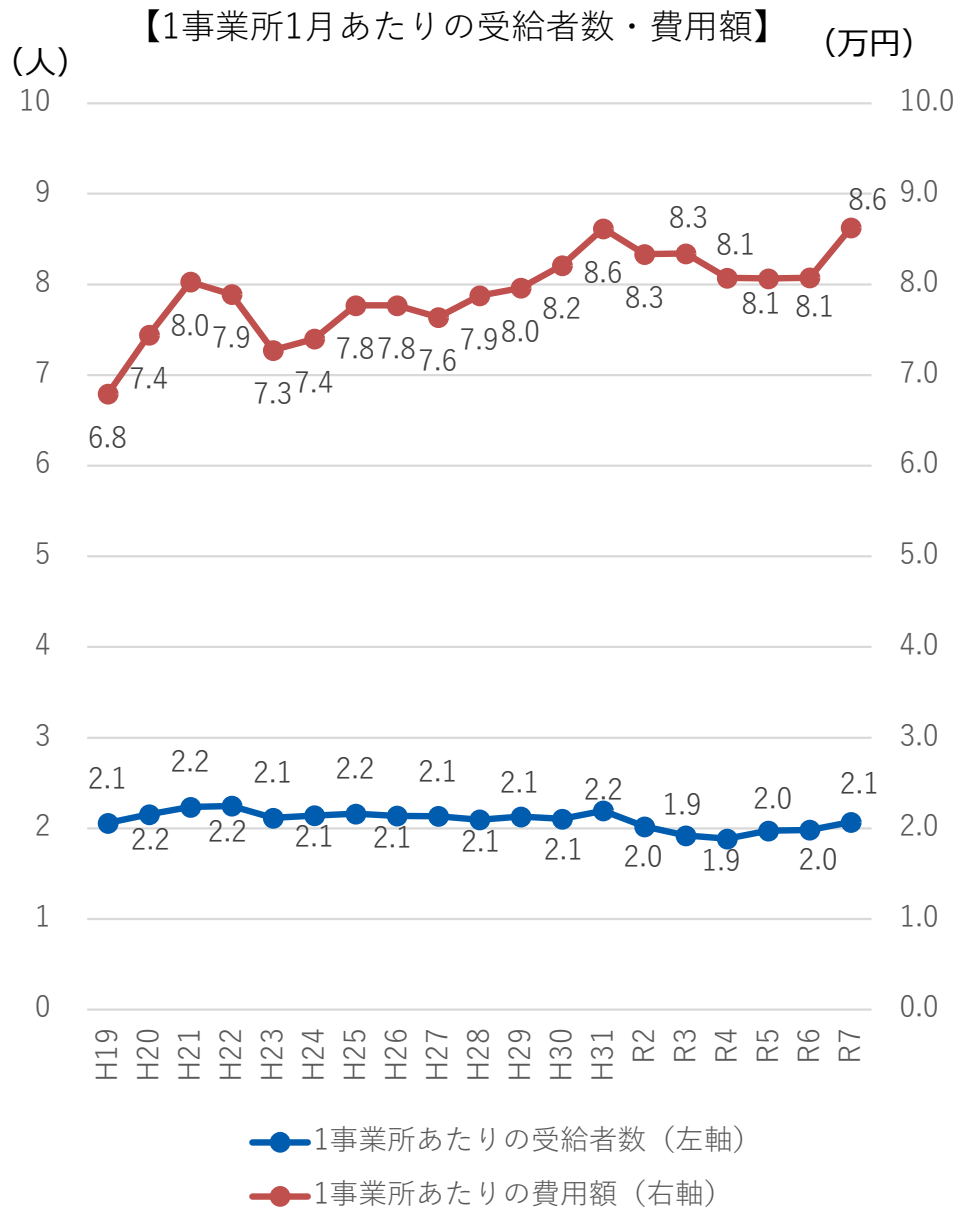


※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※ 介護予防短期入所生活介護を含まない。

【出典】介護給付費等実態統計 (旧：介護給付費等実態調査) (各年4月審査分) より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護予防短期入所生活介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

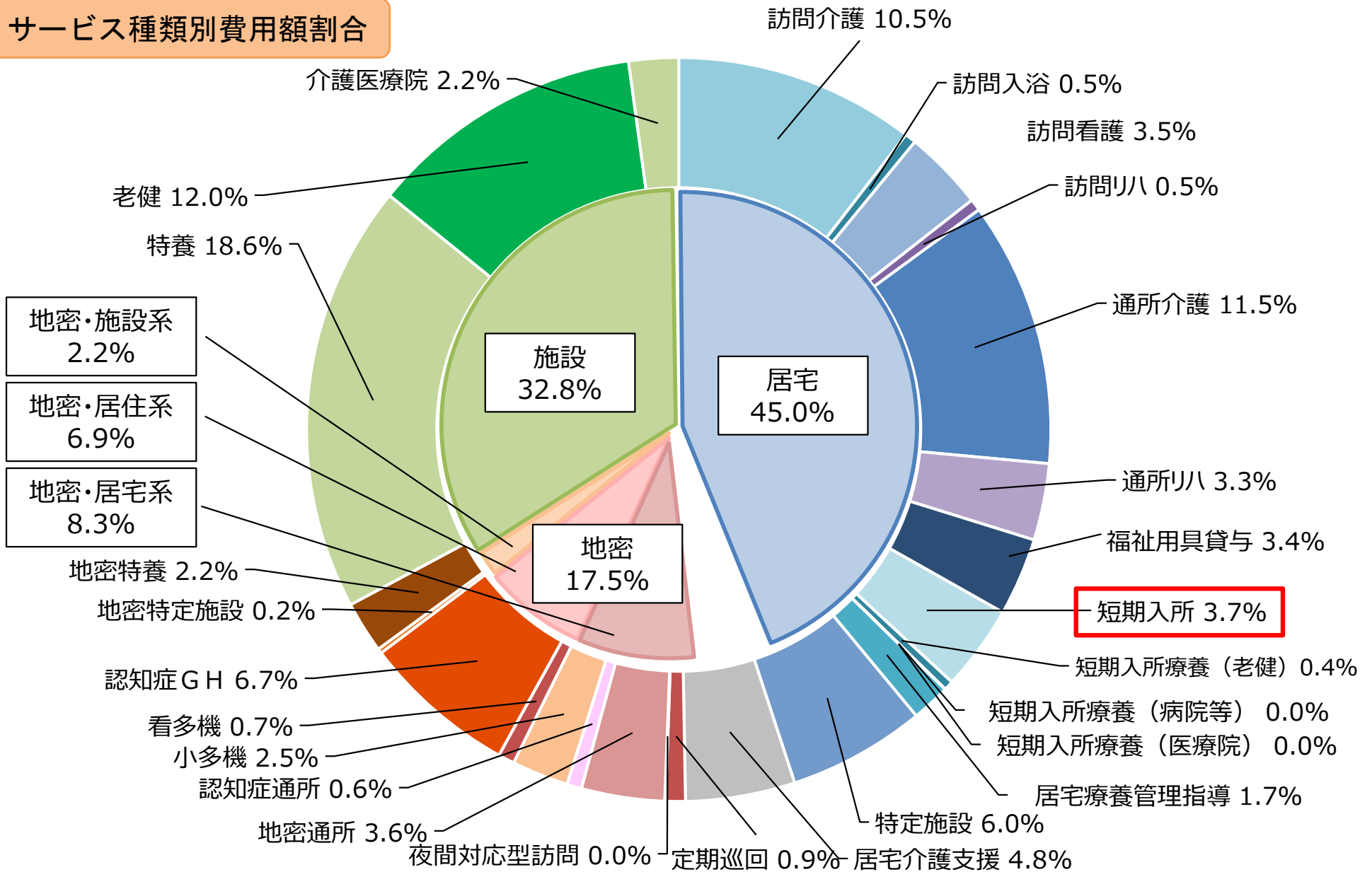


※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
		計	2,031,198
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
	計	3,811,520	13,595
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

短期入所生活介護の経営状況

○ 短期入所生活介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は2.7%となっている。

■ 居宅サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査	令和7年度概況調査	
	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
訪問介護	7.8% <8.1%> (7.7%)	11.1% <11.3%> (10.6%)	9.6% <9.7%> (9.1%)
訪問入浴介護	3.0% <3.1%> (2.2%)	5.1% <5.3%> (4.2%)	5.3% <5.6%> (4.5%)
訪問看護	5.9% <6.2%> (5.8%)	11.9% <12.0%> (11.3%)	10.3% <10.3%> (9.7%)
訪問リハビリテーション	9.1% <10.3%> (9.9%)	11.8% <11.9%> (11.5%)	10.8% <10.8%> (10.5%)
通所介護	1.5% <1.8%> (1.4%)	6.5% <6.8%> (6.5%)	6.2% <6.4%> (6.0%)
通所リハビリテーション	1.8% <2.8%> (2.5%)	2.4% <2.7%> (2.6%)	2.0% <2.1%> (1.9%)
短期入所生活介護	2.6% <3.3%> (3.2%)	4.1% <4.6%> (4.5%)	2.7% <2.9%> (2.9%)

注1) 上段(括弧無し)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金等を含まない)」、中段(山括弧)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)」、下段(丸括弧)は「税引後収支差率」である。
 注2) 令和4年度決算の中段(山括弧)の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

短期入所生活介護の収支差率等

○ 短期入所生活介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は2.7%（※）となっており、金額ベースでは13.0万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)

第10表 短期入所生活介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目(令和5年度決算・令和6年度決算)

	令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和3年度決算	千円/月	令和4年度決算	千円/月	令和5年度決算	千円/月
I 介護事業収益						
(1) 介護料収入	3,465	3,465	3,682	3,682	3,595	3,627
(2) 保険外の利用料による収入	1,059	1,059	961	961	1,130	1,145
(3) 補助金収入	8	8	42	42	35	25
(4) 介護報酬査定減	-	-	27	27	4	8
小計	4,529	4,529	4,684	4,684	4,760	4,797
II 介護事業費用						
(1) 給与費	2,890	63.7%	2,931	62.5%	2,927	61.4%
(2) 賃借償却費	246	5.4%	285	6.1%	285	6.0%
(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 61		△ 72		△ 70	
(4) その他	1,243	27.4%	1,355	28.9%	1,343	28.2%
うち委託費	292	6.4%	317	6.8%	352	7.4%
小計	4,318		4,499		4,484	
III 介護事業外収益	4		3		7	
IV 介護事業外費用	20		21		16	
V 特別利益	-		26		38	
VI 特別損失	51		45		71	
収入(①)=I+III	4,533		4,686		4,767	
支出(②)=II+IV	4,388		4,565		4,571	
差引(③)=(①)-(②)	145	3.2%	121	2.6%	196	4.1%
イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	6		22		-	
ロ 物価高騰対策関連の補助金収入	-		15		24	
イ・ロの補助金収入計	6		37		24	
イ・ロの補助金収入を含めた差引(③')	151	3.3%	158	3.3%	221	4.6%
法人税等	2	0.1%	7	0.1%	4	0.1%
法人税等差引(④)=(③')-法人税等	148	3.3%	152	3.2%	216	4.5%
有効回答数	341		784		294	

注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

2) 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

3) 「介護事業費用」及び「差引(③)」の比率は「収入(①)」に対する割合である。

4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引(③)」、「法人税等」及び「法人税等差引(④)」の比率は、「収入(①)」+「新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

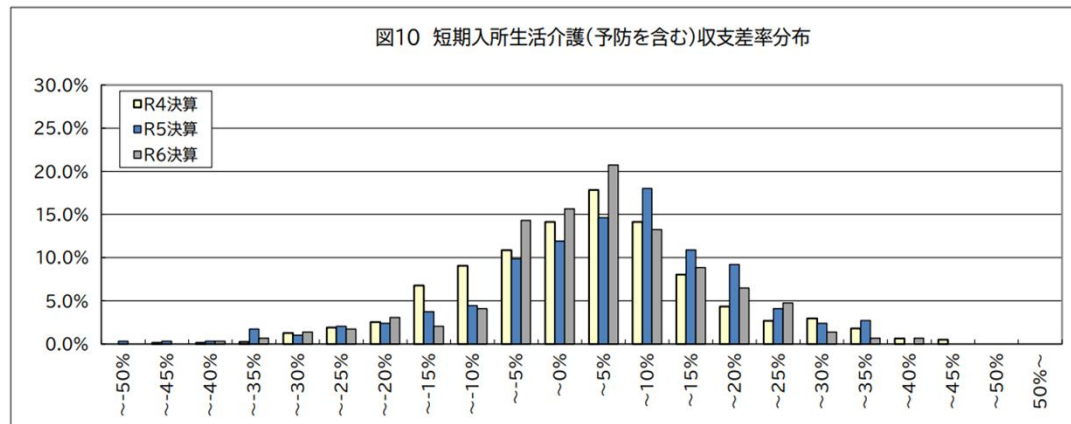
a 設備資金借入金元金償還金支出	144	286	322	348
b 長期運営資金借入金元金償還金支出	33	62	82	114
参考:(④)+II(2)+II(3)-(a+b)	156	17	27	△ 97

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
31 定員	15.0人	16.1人	17.8人
32 延べ利用者数	348.2人/月	352.6人/月	356.9人/月
33 常勤換算職員数(常勤率)	8.3人/月 81.1%	8.7人/月 80.5%	8.4人/月 78.3%
34 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	6.5人/月 82.7%	6.7人/月 81.7%	6.6人/月 79.7%
35 常勤換算1人当たり給与			
常勤			
看護師	409,059円/月	406,857円/月	403,727円/月
准看護師	359,282円/月	387,163円/月	367,575円/月
介護福祉士	380,533円/月	376,583円/月	388,997円/月
介護職員	356,351円/月	352,400円/月	371,895円/月
非常勤			
看護師	390,046円/月	350,670円/月	343,953円/月
准看護師	358,030円/月	329,172円/月	342,850円/月
介護福祉士	297,719円/月	288,846円/月	314,352円/月
介護職員	280,940円/月	258,207円/月	299,315円/月

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者1人当たり収入			
-イ・ロの補助金収入を除く	13,020円/日	13,289円/日	13,450円/日
-イ・ロの補助金収入を含む	13,037円/日	13,395円/日	13,480円/日
利用者1人当たり支出	12,604円/日	12,947円/日	13,085円/日
常勤換算職員1人当たり給与	351,666円/月	348,587円/月	367,383円/月
看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	348,327円/月	341,960円/月	360,301円/月

38 常勤換算職員1人当たり利用者数	41.9人/月	40.5人/月	42.3人/月
39 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	53.8人/月	52.9人/月	54.3人/月

図10 短期入所生活介護(予防を含む)収支差率分布



収支差率	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含まない)	3.2%	2.6%	4.1%	2.7%
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含む)	3.3%	3.3%	4.6%	2.9%
税引後収支差率(物価対策関連補助金を含む)	3.3%	3.2%	4.5%	2.9%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

第9期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和5(2023)年度
実績値 ※1

令和8(2026)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和5(2023)年度 実績値 ※1		令和8(2026)年度 推計値 ※2		令和22(2040)年度 推計値 ※2	
在宅介護	381 万人		407 万人	(7%増)	465 万人	(22%増)
うちホームヘルプ	121 万人		131 万人	(8%増)	151 万人	(25%増)
うちデイサービス	222 万人		238 万人	(7%増)	273 万人	(23%増)
うちショートステイ	35 万人		37 万人	(4%増)	42 万人	(20%増)
うち訪問看護	74 万人		81 万人	(9%増)	94 万人	(27%増)
うち小規模多機能	11 万人		13 万人	(13%増)	14 万人	(28%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.9 万人		4.9 万人	(24%増)	5.7 万人	(46%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	2.1 万人		3.1 万人	(49%増)	3.6 万人	(76%増)
居住系サービス	49 万人		54 万人	(11%増)	63 万人	(28%増)
特定施設入居者生活介護	28 万人		31 万人	(12%増)	36 万人	(30%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人		23 万人	(9%増)	27 万人	(25%増)
介護施設	103 万人		108 万人	(5%増)	126 万人	(22%増)
特養	64 万人		67 万人	(5%増)	79 万人	(23%増)
老健	34 万人		35 万人	(2%増)	41 万人	(18%増)
介護医療院	4.5 万人		5.9 万人	(30%増)	6.7 万人	(48%増)
介護療養型医療施設	0.4 万人		－ 万人		－ 万人	

※1) 2023年度の数値は介護保険事業状況報告(令和5年12月月報)による数値で、令和5年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。

デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。

ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。

居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 令和8(2026)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 短期入所生活介護の概況



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. (4) ⑤ 短期入所生活介護における看取り対応体制の強化

概要

【短期入所生活介護】

- 短期入所生活介護について、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<改定前>
なし



<改定後>
看取り連携体制加算 64単位/日 (新設)
※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度

算定要件等

- 次のいずれかに該当すること。(新設)
 - (1) 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること。
 - (2) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

1. (4) ⑤ 短期入所生活介護における長期利用の適正化

概要

【短期入所生活介護★】

- 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。【告示改正】

単位数

- 短期入所生活介護
＜改定後＞

(要介護3の場合)	単独型	併設型	単独型ユニット型	併設型ユニット型
基本報酬	787単位	745単位	891単位	847単位
長期利用者減算適用後 (31日～60日)	757単位	715単位	861単位	817単位
長期利用の適正化 (61日以降) (新設)	732単位	715単位	815単位	815単位
(参考) 介護老人福祉施設	732単位		815単位	

※ 長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)

- **介護予防短期入所生活介護 (新設)**

＜改定後＞

- 要支援1 (ユニット型) 介護予防短期入所生活介護費について (ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。
- 要支援2 (ユニット型) 介護予防短期入所生活介護費について (ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

算定要件等

- 短期入所生活介護 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者
- 介護予防短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者

1. 短期入所生活介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

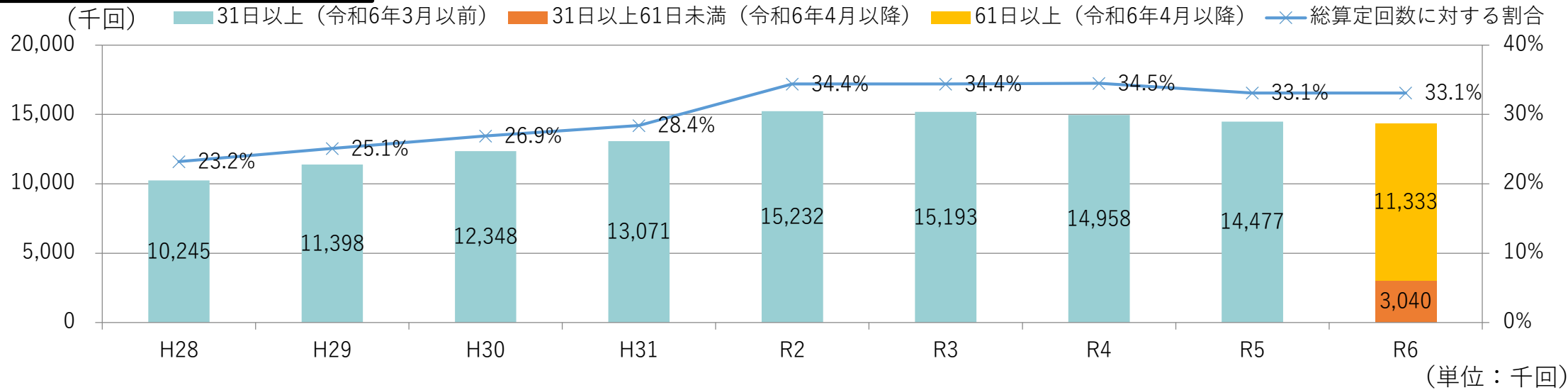
 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

短期入所生活介護の利用日数について

- 31日以上連続で利用する利用者の割合は令和2年度まで増加傾向にあったが、それ以降は概ね横ばいであり、令和6年度においては全体の約3割である。
- 61日以上連続で利用している利用者は、31日以上連続で利用している利用者の約8割を占めている。

長期利用減算等の算定割合



	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
基本報酬総算定回数(①)	44,201	55,000.1	45,928.9	46,006.3	44,332	44,108.3	43,312.7	43,736.3	43,347.3
長期利用者減算算定回数(②)	10,244.7	11,397.8	12,347.8	13,071	15,232.2	15,193.2	14,957.7	14,476.9	3,039.9
長期利用の適正化(61日以降)算定回数(③)	-	-	-	-	-	-	-	-	11,332.7
総算定回数に占める減算回数割合(②÷①)	23.2%	25.1%	26.9%	28.4%	34.4%	34.4%	34.5%	33.1%	-
総算定回数に占める減算算定回数及び適正化算定割合((②+③)÷①)	-	-	-	-	-	-	-	-	33.1%

短期入所生活介護の機能と役割

- 自治体から短期入所生活介護の今後の機能・役割として期待していることを確認したところ、「家族介護者等の負担軽減」が84.5%でもっとも割合が高く、次いで「体調や認知症の状態悪化が生じた在宅療養者に対する対応」が48.4%、「虐待等対応の一時的な避難場所」が46.4%となっている。
- 「季節利用ニーズへの対応」についてみると、人口規模別が「2万人未満」「2万人～5万人未満」で高い傾向が見られる。

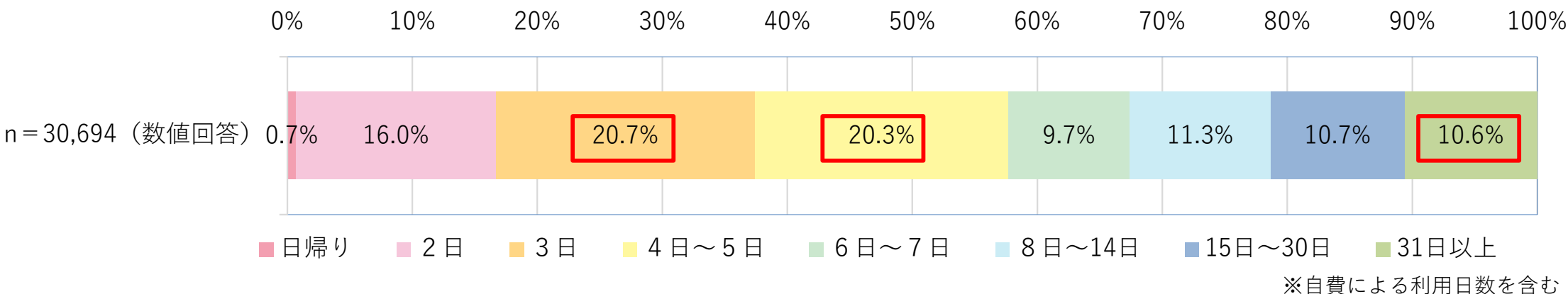
人口規模別 短期入所生活介護の今後の機能・役割として期待していること

		全体	市区町村人口規模別				
			2万人未満	2万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～30万人未満	30万人以上
	件数	741	300	177	121	93	40
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
この機能・役割として期待している	季節利用ニーズへの対応（積雪期の越冬、農作物の収穫期、夏期の盛夏・酷暑時期等特定の季節に利用すること）	36.0%	46.3%	42.3%	29.8%	19.4%	17.5%
	生活機能の低下、生活リズムの昼夜逆転等が生じた在宅療養者に対する対応	26.5%	24.3%	24.1%	30.6%	33.3%	22.5%
	体調や認知症の状態悪化が生じた在宅療養者に対する対応	48.4%	49.0%	47.6%	54.5%	47.3%	40.0%
	退院・退所後の在宅生活に向けた準備・移行期の居所	41.7%	39.7%	41.7%	40.5%	45.2%	40.0%
	必要な在宅サービスを把握するための、生活状況の把握やモニタリングの実施	14.3%	13.7%	11.9%	17.4%	20.4%	20.0%
	家族介護者等の負担軽減	84.5%	83.3%	83.6%	82.6%	90.3%	87.5%
	虐待等対応の一時的な避難場所	46.4%	46.3%	45.5%	51.2%	49.5%	40.0%
	その他の機能・役割	1.8%	1.3%	1.3%	3.3%	2.2%	2.5%
わからない	6.1%	5.3%	5.2%	6.6%	6.5%	12.5%	

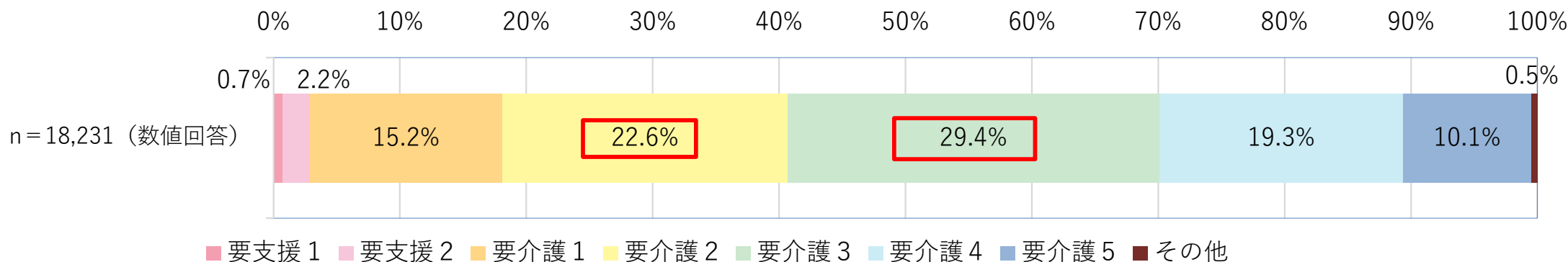
短期入所生活介護の利用日数と属性①

○ 1ヶ月に事業所を利用した延べ利用者数について、連続利用日数別の割合をみると、「3日」(20.7%)「4日～5日」(20.3%)が多かった。一方で、31日以上連続で利用する利用者(10.6%)も一定数いることが分かった。

利用日数別利用者数



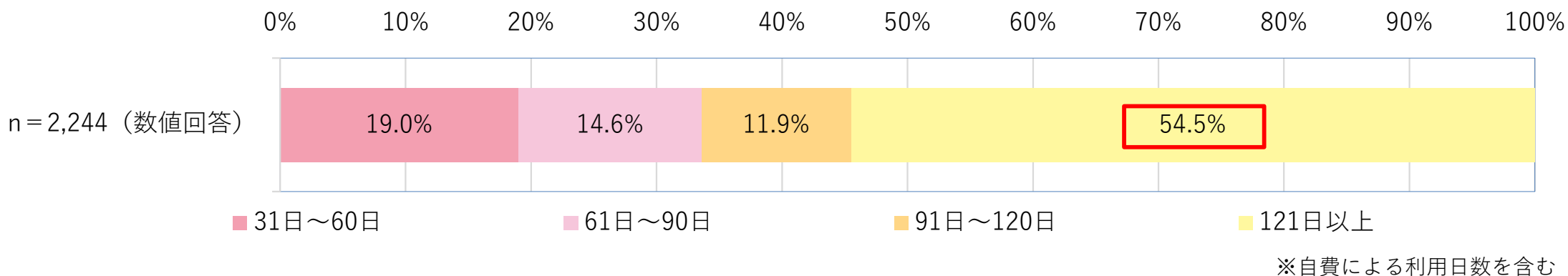
利用者実人数の要介護度別人数



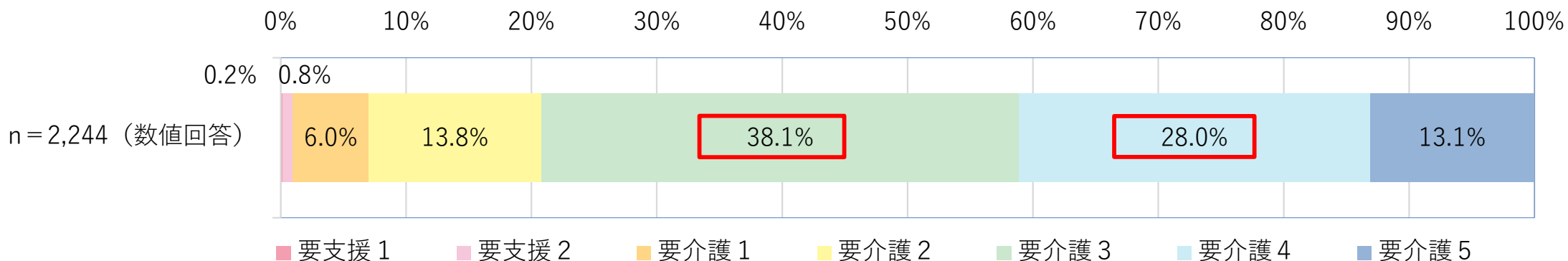
短期入所生活介護の利用日数と属性②

- 31日以上連続利用している利用者について、「121日以上」利用している割合が54.5%と最も多かった。
- 31日以上連続利用している利用者の属性については、「要介護3」（38.1%）、「要介護4」（28.0%）の利用者が多く、全体より介護度が重くなる傾向にあることが分かった。

31日以上連続している利用者数



31日以上連続利用者の属性



1. 短期入所生活介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
- ▶ 4. 現状と課題及び論点

短期入所生活介護の現状と課題

現状と課題

- 短期入所生活介護は、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。
- 報酬については、事業所の設置形態により「単独型」「併設型」「空床利用型」に区分され、また居室の形態により、「従来型個室」「多床室」「ユニット型個室」「ユニット型個室的多床室」に区分されており、設置形態・居室の形態に応じて、要介護度別に基本報酬が設定されている。
- 報酬水準については、併設型の場合は、本体施設と一体的な運用を前提として人員基準や設備基準が一部緩和されていることから、単独型の場合よりも基本報酬が低く設定されている。
- 請求事業所数は、平成31年度まで増加傾向にあったが、その後は横ばいである。
- 受給者数は、平成27年度までは増加傾向にあったが、平成31年度までは横ばいであり、令和3年度まで減少傾向にあった。令和4年度に増加し、その後は横ばいである。
- 費用額は、微増減を繰り返しながら平成31年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。
- 要介護度別受給者数は、要介護3の利用者が最も多く、次いで要介護2の利用者が多い。
- 収支差率は、令和6年度決算においては、2.7%（対令和5年度比△1.4%）であった。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。算定率が低い加算には、例えば、生活相談員配置等加算、医療連携強化加算、在宅中重度者受入加算などがあり、算定率の高い加算には、送迎加算がある。

短期入所生活介護の現状と課題

論点

- 短期入所生活介護において、その機能・役割を踏まえつつ、利用者における多様なニーズに応じたサービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。